川西市立明峰中学校

自転車通学等安全規則

１，はじめに
２，自転車通学を認める対象について
３，通学に使用する自転車について
４，自転車による通学時の注意事項について
５，自転車での通学路等について
６，校内・駐輪場内での注意事項について
７，交通ルールについて
８，その他（保険など）について

１，はじめに

通学時の自転車利用にあたっては、生徒自身が自らの命を守るために交通ルールを身につけ、安全に運転する意識を持たなければなりません。

また、自転車は車両（軽車両）に該当し、法令（道路交通法や道路交通法施行規則等）の適用を受けることになるため、悪質な運転をした場合は、触法行為となり処罰される対象となることも、理解しておく必要があります。

従って、学校は生徒に対して自転車の安全運転について指導を行い、交通法規はもちろんのこと、本規則の内容を生徒自身が十分に理解した上で、通学時の自転車利用を許可することとします。

２，自転車通学を認める対象について

①校区外の市認可地域クラブ（以下、地域クラブ）に平日放課後に参加する生徒（校区外の活動場所に参加する日に限る）

３，通学に使用する自転車について

①通学用の自転車は、右図のようなタイプで、両立て（両脚）のスタンドと後部の荷台があるものを推奨します。

②電動アシスト付き自転車は使用可能とします。

③通学に利用する自転車には、学校が発行する「自転車鑑札シール」（許可シール）を自転車の所定の場所（後輪泥よけ）に貼ってください。

④利用する自転車は、防犯登録を行ってください。



４，自転車による通学時の注意事項について

①乗車時は常にヘルメットを着用し、あごひもはしっかりと締めてください。

②リュック以外の荷物は、カゴに入れるか荷台にくくりつけるなどして、安全に運転できるようにしてください。

③駐輪時には、必ず鍵をかけるようにしてください。

④雨天時に自転車通学をおこなう場合は、傘を使用せずレインコート等を着用してください

⑤万が一事故に遭った場合は、周辺の人に声をかけて、警察、在学校に連絡してください。

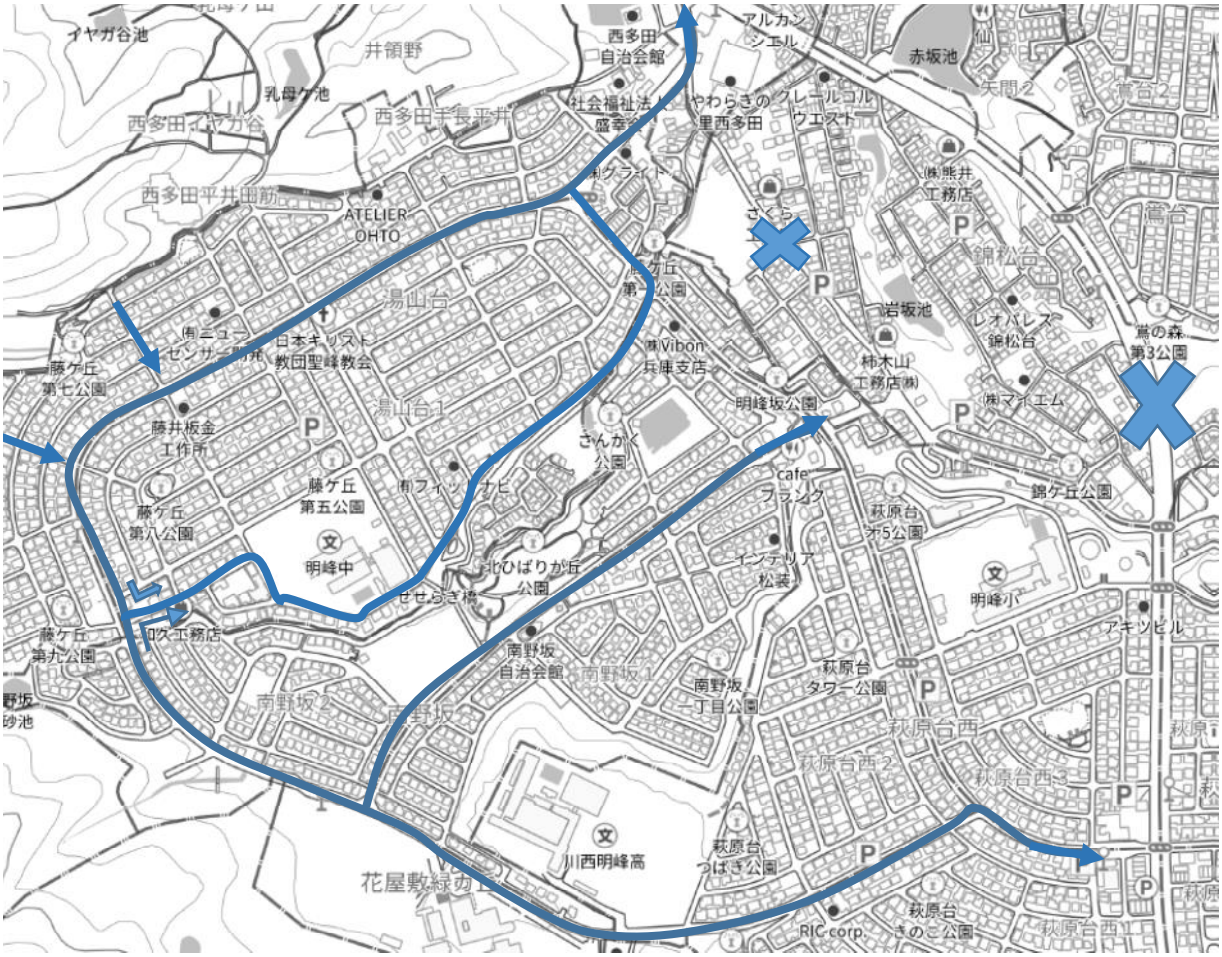
5，自転車での通学路等について

①通学時は、学校が指定する次の通学ルートを走行してください。

②その他の道路は、できるだけ見通しがよい主要な道路を使用してください。

③学校が指定する乗車禁止区域では、必ず自転車から降りて手で押して進んでください。

【通学路地図】



6，校内・駐輪場内での注意事項について

①駐輪場は、明峰中学校正面玄関横です。駐輪場の使用方法や運用に関するルール等は、追ってお知らせします。

②学校敷地内や駐輪場内では、自転車から降車して手で押して進んでください。

③自転車は、決められたスペースに整然と並べて駐輪してください。

④駐輪場内では必ず自転車に施錠し、倒れないようスタンドをしっかり立てて駐輪

してください。

7，交通ルールについて

道路交通法などの法令で規定されている交通ルールは厳守してください。
主な自転車利用に関する交通ルールを次の通り示しますが、兵庫県警が作成する「自転車ルールハンドブック」等の内容を必ず確認するようにしてください。

①自転車の通行場所は、車道の左側、もしくは自転車通行可の歩道の車道側。
②他の自転車との並進、二人乗り、傘差し運転等の片手運転は禁止する。
③日没後はライトを点灯する。
④信号や標識を守り、交差点では安全の確認をする。
⑤いかなる場合も歩行者を優先する。
⑥整備不良自転車は利用しない。(以下の事項に注意)
・ブレーキの点検・警音器（ベル)、反射板の備え付け・タイヤの空気圧の確認
・駐輪時の施錠
⑦その他、スピードを控えめにするなど、交通ルールだけでなくマナーを守った運転を心がける。

8，その他（保険など）について

①通学中の自転車事故も、日本スポーツ振興センターの保険適用対象です。
ただし、通学経路から著しく外れた場所での事故等は対象外となります。
学校から地域クラブ間、地域クラブから自宅間は、地域クラブで加入している「スポーツ安全保険」の対象となります。
②自転車損害賠償保険には必ず加入してください。